

第九四回

参第三号

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律

(案)

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び事務職員」を「、事務職員その他政令で定める職員」に改める。

第三条第三項中「学校栄養職員」を「学校栄養職員その他政令で定める職員」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

女子教職員の出産に際しての補助教職員の臨時的任用制度の適用範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。